



被害者救済事業の改善提案を「空想論」と切捨て。言論封殺には力を入れても、被害者救済の改善には力が入らない。あげく、原告を「よそ者」よばわり。

※※※※※※※※※※※※※※※※

左掲冒頭の文章を読むと、被告が被害者団体とはとても思えない。

さらに続けて、被告は次のようなことを言うのである。

「(前略)…恒久対策案の中の、各種の条項を、森永乳業がすべて実行すると約したことはない…(後略)」のだと…。

なんたる物言いか…。被告は森永乳業にいつから変身したのか？

しかし、事実は正反対だ。森永乳業でさえ、被告のような物言いをしたことはない。

森永乳業はかつて、

「『森永』は前2項の立場に立って救済対策委員会の指示を忠実に実行するとともに同委員会が必要とする費用の一切を負担することを確約する。(1973.12.23第五回三者会談確認書 第三項)」と約しているのである。

(さらに冒頭の前2項とは、…

1. 「森永」は森永ミルク中毒事件について、企業の責任を全面的に認め、心から謝罪するとともに、今後、被害者救済のために一切の義務を負担することを確約する。

2. 「森永」は被害者の対策について、「守る会」の提唱する、森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案(以下、「恒久対策案」という。)を尊重し、すべての対策について同案に基づいて設置される救済対策委員会の判断並びに決定に従うことを確約する。

…というものだ)

にもかかわらず「森永が内心言いたくても言えない」すさまじい暴言を、被害者団

体が公言している。通常ありえない、驚くべき恥ずべきモラルハザードである。

かつて、弁護士も、森永乳業から「必要な資金につき無制限に支出する」「一切の義務を負担する」という言質をとったことを自慢しているにもかかわらずだ。

(「森永ミルク中毒事件と裁判」p351. 491 実際は全ての金銭支出というものは有限である。無制限支給とは、加害企業の姿勢をあらわしたものであり、よもや、被害者団体が、「無限ではないし、全部やってくれるなんて約束してもらってないですよね」などと後ろ向きの再確認を始めようとは誰も想定だにしていなかったであろう)

「ひかり協会」に対して、より充実した救済を強力に要請すべきはずの被害者団体「守る会」が(そのために別々に存在している)、「ひかり協会」さえもあからさまに言えないような、「恒久救済の全面実施など不可能だ」といった暴言を吐き、勝手な後ろ向き解釈の先行実施を開始した。まさに悪徳極まりない歴史的文書である。

曰く「資金が有限のひかり協会に、決めたとおりにやってもらうしかないから、完全実施など不可能」みたいなことを言うのである。

原告に対しては、被害者団体として高慢な言い草を百もしておきながら、こと救済事業に関しては被害者団体としての本来やるべき「主体的働きかけ」を自ら捨て去ったロジックを平然と展開する。この“お代官様”的論理には事情に疎い市民でさえ、直感的に奇異なものを感じるはずだ。

まさに歴史の大掛かりな改ざんが前提にあって初めて可能となるロジックである。

そもそも原告である能瀬氏は、本来の救済のあり方とあまりに隔絶した現在の救済レベルを問題視して、比較対象表の中で(本来約束された救済レベルの)約1割しか実施せずに、しかも、不当なシステムで運営されていると、現状を指摘・批判し、被告に対し、真摯な反省と誠実な是正への努力の開始を問いかけているのである。言葉じりを取らないマトモな大人ならすぐに分かることである。原告は次のように書いている。

「(前略)…守る会の役員たちはそれが間違いだと宣伝しています。その理由としてあげるのは「恒久対策案は森永措置案に

対抗して作成した」とか「恒久対策案の一言一句を完全実施しないからけしからんというのは恒久対策案の精神に反する」と言っています。これまでを読んでもらえば、「あて馬」説が間違いだとわかるはずです。恒久対策案の実施率は、現在約1割程度ですが「一言一句を完全実施しろ」と言っているとの反論は、せめて5割でも実施してから言ってもらいたいものです。被害者でありながら、これほど加害企業に「思いやり」ある擁護論を展開すれば、森永は随喜の涙を流して喜ぶことでしょう。その半分でも重症者に「思いやり」を示してもらいたいものです。

50年前に受けた被害は、それほど軽かったのでしょうか。被害者の中にはヒ素ミルクを飲まされたために、一生を棒に振ってしまった人もいます。それらを償うにはどれ程のことをしてもらっても、満足できないと思います。恒久対策案はよくできていても、完全無欠ではないのです。完全に実施しても体はもとには戻らないからです。

三者会談の確認書は被害者が補償を受ける権利を認めた文書です。それを守る会が自ら放棄するような言動をして、恥じないことが私には理解不能です。その権利を否定する文言を過去の文書から抜き出し、前後の文脈を無視して被害者に不利な見解を守る会が主張しているのです。当然受けるべき権利を自ら否定するのは、どのような思惑からでしょうか。」

被告は、原告の抑制の効いた大人の指摘を意図的にフレームアップして、「完全実施は無理だ、被告は無理なことを言う破壊者だ」などと一人芝居をうっている。この「一人マッチポンプ」は、被告が現状の「1割実施水準」を正当化するため、それに邪魔となる原告のレポートを埋葬しようと計画したパフォーマンスに過ぎない。あくどい政治家が常套手段とする政敵排除の手法だ。能瀬レポートを読んだ人々には、被告の言説は、「美辞麗句」だけが乱舞する空虚で不審なものでしかない。

だが、もとより、完全実施をもとめる被害者家族が「無理を押し付ける」などと攻撃されるいわれはない。「我が園は日本一の福祉施設になって、入所者の幸せ

に貢献しよう」と高い志を持つ職員を、「極端な目標を主張して我が園に混乱と分裂を持ち込む破壊分子」と攻撃する経営者はいないはずだ。高い志や、目標設定というものを、はなから理解したくない恵まれた待遇にある被告指導部の特徴でもある。

被告の展開する低次元のロジックは、しつこく繰り返せば繰り返すほど、要するに、被害者本位の高い目標設定を被害者団体が持つという当たり前の思考に対し、極端なまでの嫌悪感を持っている被告の深層心理をあからさまにするだけである。

もっと碎いていえば、基金運営の実態が、定量的かつ客観的に事業の誠実性が判断されることへの嫌悪感という、被告団体のごく一部の者の本音である。「有限資金での高い目標の追求」は、厚待遇の専従職員のあり方への見直し論にも直結しかねないからだ。

要するに自分の取り分を減らしたくないのであろう。もってまわった言い方で十数ページにわたって長々展開しても、その意図は隠せない。

資金は有限である、当たり前の話だ。原告のこれまでの指摘の要点が、救済レベルが完全であるか完全でないかの二者択一を迫るものではないことや、資金は無限であるか有限であるかという言葉遊びでもないことは、マトモな大人であれば、すぐに分かることである。

資金は有限であるから救済のより充実した実施展開に全員、知恵をしぼっていかねばならないのだ。そのためには、被害者の生々しい改善への声や、現状を憂う、ときには鋭い怒りの声さえも大切なはずだ。それに真摯に耳を傾けず、弾圧ばかりを繰り返すから、被告が、何らかの意図に基づいて被害者へのもの言えぬ支配管理を優先し、指導部が加害企業の価値観にすり替わっている実態があからさまになってしまうのである。

「資金は有限だからこれ以上の救済は無理だ」と被告が偉そうに言えば言うほど、それはそのまま、  
“であれば、基金専従者の厚待遇は一体なんなのだ” “元々は、もっとも苦しんでいる被害者へ向けて支出されている基金ではないか”、という本質的疑問が返ってくるだけである。問題は単純である。

基金専従者集団の特権的地位を棚に上げて、被害者団体指導部が基金の運営のあり方を問題視せず、基金に成り代わって「重症被害者には厳しい待遇もやむなし」と臆面もなく言い放つご都合主義的「基本原理」が、数十年に亘る機関紙宣伝や人的工作を通じて、今では、被害者会員に「浸透し、理解されている」と強調するのであれば…それは、「被告が自主的に加害企業の本音をくみとり、救済資金の将来的圧縮もやむなしとする思想を被害者のマインドへ先行的に浸透させる努力にまい進している」と言い換えたほうが的確だろう。

原点に戻ろう。

そもそも、原告の批判提言は、被害者家族本人たちの願いをまとめ、体系化されてきたものである。被告自身までが「原告は、被害者家族と通じ合っている」と散々言い放って来たのだ。

ところが、その主張を、「空想論」「よそ者が(中略)勝手なことをして、被告らに迷惑をかけている」と言うのなら、結局、被害者家族自身がモノ申した時点で、「よそ者」の主張としてまとめて排除してもいいという暴論ではないか。(※2)

「恒久救済対策の基本原理(基本理念)が喪失しているから問題である」と、原告やそれと「通じ合っている(被告の弁)」被害者家族が主張してきたのだ。基本原理を問題にしてきたのは原告らであり、基本原理を勝手に改ざんすれば、必ずその矛盾と、腐敗の温床があからさまになる。

被告は、「逸脱し切った基本原理」で何が悪いんだと開き直る前に、歴史を振り返り、重症被害者家族への「暖かい心」にもとづく「努力」をしたらどうなんだろうか。

(※2)被害者家族も、批判をした途端に被告組織から「よそ者」扱いされるということ。前回の準備書面で被告が明言しているように、会員被害者家族の使う日本語が、能瀬氏の使用する日本語と似ていようものなら、ましてや、能瀬氏と喫茶店で話したことがあろうものなら、「破壊者・能瀬から煽動を受けた被煽動罪」という、聞いたこともない新種の罪を被せられて、正式に排除される。それが被告のロジックの一大特徴だ。

